

## 次期静岡大学長の選考に係る基準

令和6年3月28日

静岡大学長選考・監察会議決定

静岡大学は、「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献することとしている。

その実現のためには、長期的なビジョンの下で、より戦略的な経営を進めていくことが必要であり、静岡大学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、次期学長に以下に掲げる資質・能力を備えていることを求める。

### 1 学長に求められる資質・能力

- (1) 人格が高潔で、学識が優れ、熱意を持って、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営する能力を有する者
- (2) 大学の置かれている状況を認識しながら、確固たるガバナンスの下、大学改革の推進や戦略的な大学経営を実現する強いリーダーシップを有する者
- (3) 本学の理念に基づいた施策とその実施方針を共通認識として浸透させ、学内の合意形成を図るためのコミュニケーション能力を有する者
- (4) 地域社会、産業界、行政、他の教育・研究機関など、多様なステークホルダーとの信頼関係やネットワークの構築を実現する能力を有する者
- (5) 基礎から応用分野、地域から世界に至る幅広い視野を持ち、調和のとれた大学運営を行う能力を有する者

## 2 学長選考の手続き

学長選考・監察会議は、「国立大学法人静岡大学学長選考規則」等関係規則等に基づき、以下の手続きにより学長候補者を選考する。

### (1) 学長選考基準の公表

学長選考・監察会議は、学長選考基準を公表する。

### (2) 学長候補者の推薦

学長選考・監察会議は、以下により学長候補者の推薦を求める。

#### ① 経営協議会の学外委員による推薦

#### ② 静岡大学の役員若しくは常勤の教職員（以下、「教職員等」という。）又は教職員等以外の者10人以上15人以内の連署による推薦（ただし、教職員等の推薦は10人以上とする。）

### (3) 学長適任候補者の選定

学長選考・監察会議は、提出された調書、選考に必要な調査、前述の資質・能力により、学長候補者として推薦された者のうちから5人以内の学長適任候補者を選定する。

### (4) 抱負等発表会等

学長選考・監察会議は、学長適任候補者の所信表明の機会として抱負等発表会を主催する。

また、学長選考・監察会議は、選考に当たっての参考に資するため、意向投票管理委員会に付託し、意向投票を実施することができる。

### (5) 学長候補者の決定

学長選考・監察会議は、提出された調書、面接、意向投票の結果を参考として、前述の資質・能力を総合的に判断し、学長候補者を決定する。

### (6) 選考結果の公表

学長選考・監察会議は、学長選考の結果、過程及び理由を公表する。